農業改良助長法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第六号

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「四割」を「三割」に改め、同条第三号中「二割」を「一割」に改め、同条第四号中「二割」を「四割」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　野田　佳彦

森林法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第七号

森林法施行令の一部を改正する政令

内閣は、森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）の施行に伴い、並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第一項及び第百九十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の見出しを「（法第十条の十一の二第一項の政令で定める者）」に改め、同条中「第十条の十一の二」を「第十条の十一の二第一項」に改める。

第三条第一号中「（次に掲げる森林の面積を除く。）が三十ヘクタール以上である」を「（計画的な森林の施業及び保護を実施することが困難又は不適当である森林として農林水産大臣が定める基準に従い市町村の長が指定した森林の面積を除く。）が農林水産省令で定める基準に適合している」に改め、同号イからハまでを削り、同条第二号中「状況」の下に「又は森林の経営の実施の状況」を加える。

第十一条第六号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同条第七号中「第十条の十一の八第二項」を「第十条の十一の九第二項」に、「第十条の十一の十二第一項」を「第十条の十一の十三第一項」に改める。

第十四条第一号中「四割」を「二割」に改め、同条第四号中「二割」を「四割」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　野田　佳彦

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第八号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項及び第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条中「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（動物取扱業の登録を要する取扱い）

第一条　動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

一　動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。

二　動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

別表中「（第一条関係）」を「（第二条関係）」に改め、同表の一中「哺乳綱」を「哺乳（ほ）綱」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条各号に掲げる取扱いに係る動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する動物取扱業（以下「追加動物取扱業」という。）を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間（当該期間内に法第十二条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、法第十条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該追加動物取扱業を営むことができる。その者がその期間内に当該追加動物取扱業について同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。